

## ＜介護保険負担限度額制度が変わります＞

介護保険施設(介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・部屋代については, ご本人による負担が原則ですが, 低所得者の方については, 食費・部屋代の負担軽減を行っています。(適用には申請が必要です。)国の制度改正に伴い, 令和7年8月から判定が見直されます。

### ＜見直しの内容＞

対象者の所得の条件が一部変更されます。

#### ●令和7年7月まで

利用者負担段階	対象者 (所得と資産の条件両方を満たす方)		部屋代の負担限度額				食費の負担限度額	
	所得の条件	預貯金等の資産の条件	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所	短期入所
1	世帯全員(※)が住民税非課税で, 老齢福祉年金の受給者の方 生活保護受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
2	世帯全員(※)が住民税非課税で, 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
3-1	世帯全員(※)が住民税非課税で, 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
3-2	世帯全員(※)が住民税非課税で, 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円



#### ●令和7年8月(今回の更新申請)から

利用者負担段階	対象者 (所得と資産の条件両方を満たす方)		部屋代の負担限度額				食費の負担限度額	
	所得の条件	預貯金等の資産の条件	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所	短期入所
1	世帯全員(※)が住民税非課税で, 老齢福祉年金の受給者の方 生活保護受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
2	世帯全員(※)が住民税非課税で, 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が <b>80.9万円以下の方</b>	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
3-1	世帯全員(※)が住民税非課税で, 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が <b>80.9万円超120万円以下の方</b>	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
3-2	世帯全員(※)が住民税非課税で, 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

・第2号被保険者(40歳~64歳)の方は利用者負担段階に関わらず, 従来どおり, 単身:1,000万円以下, 夫婦:2,000万円以下が資産の条件です。

・()内の金額は, 介護老人福祉施設を利用した場合の金額です。

※ 世帯全員には, 世帯を分離している配偶者を含みます。

問い合わせ先 笠岡市役所 長寿支援課 TEL 0865-69-2139